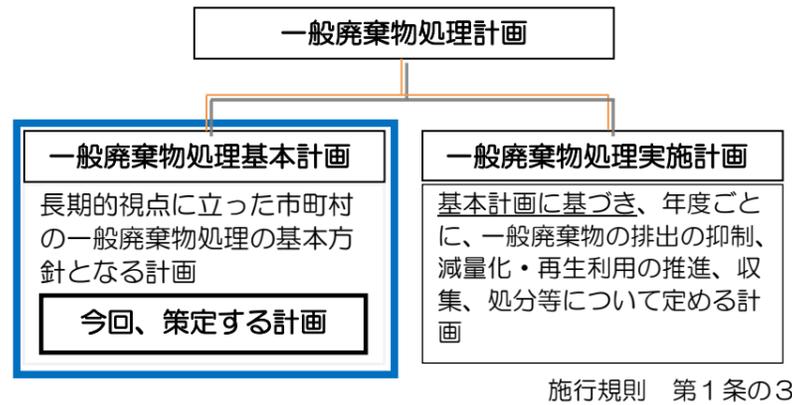


## 一般廃棄物処理基本計画

### ◆一般廃棄物処理基本計画の法的根拠

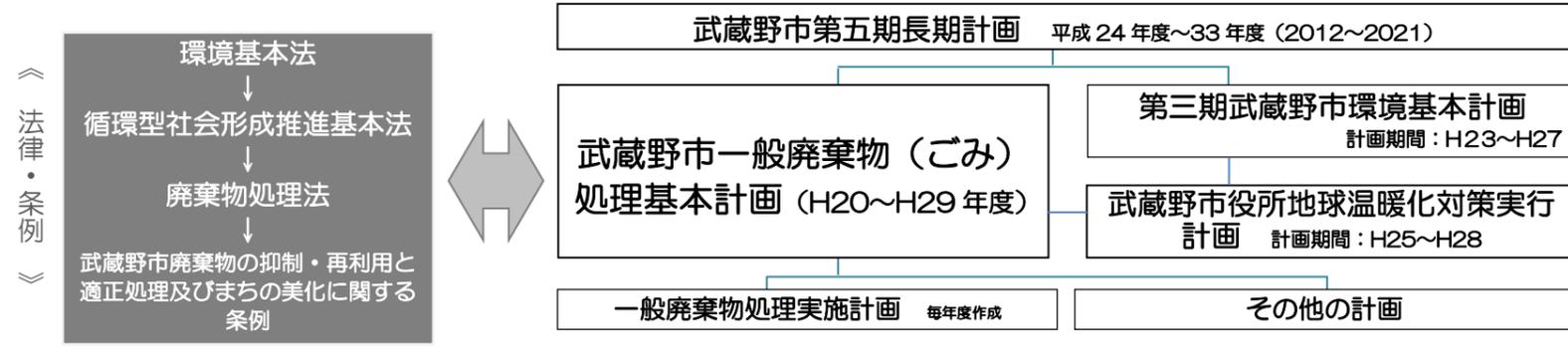
#### 廃棄物処理法 第6条第1項

市町村は廃棄物処理法に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行ため、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画（以下、「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。



施行規則 第1条の3

### ◆武蔵野市の一般廃棄物処理計画の位置づけ



今回策定する計画の計画期間：平成27年~平成36年です。

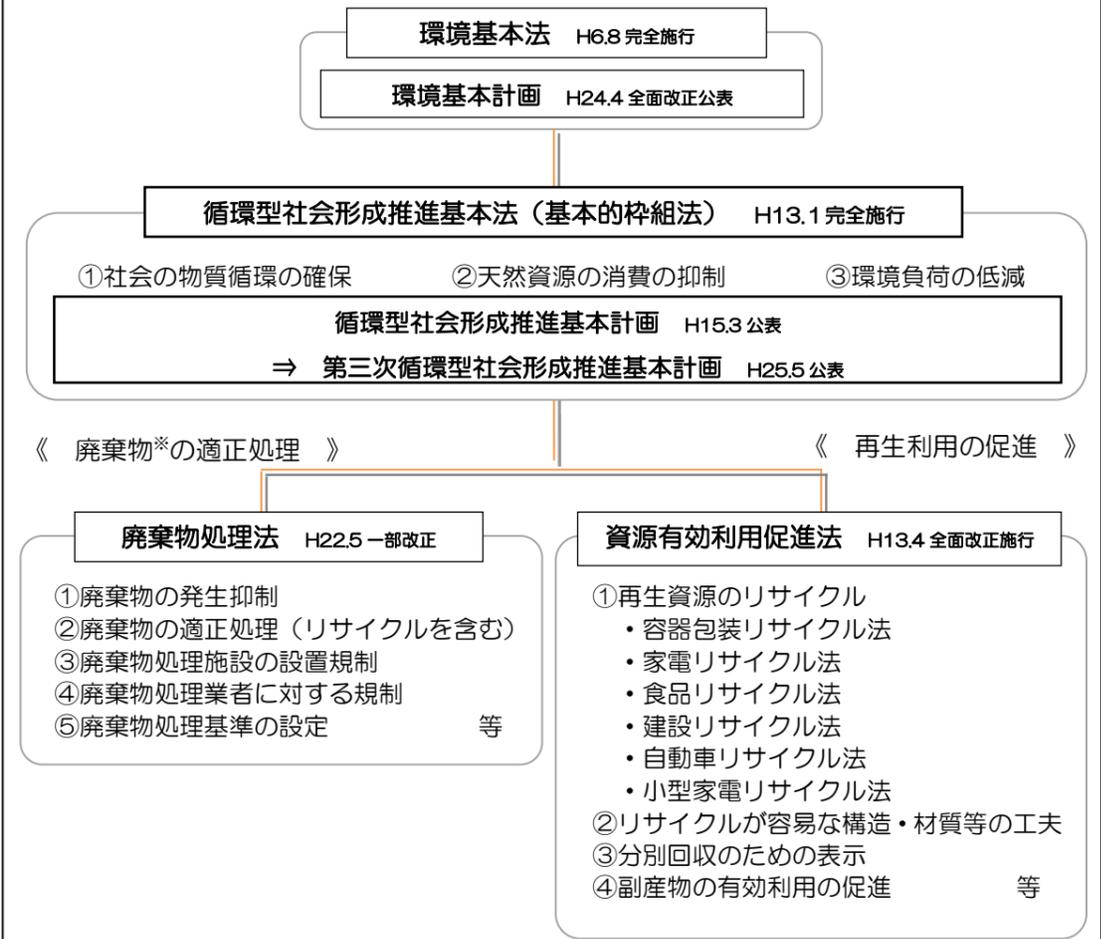
### ごみ処理基本計画に定める一般的事項

1. 基本的事項
  - (1) ごみ処理基本計画の位置付け
  - (2) 広域的取組の推進
2. 策定にあたって整理すべき事項
  - (1) 市町村の概要
  - (2) ごみ処理の現況及び課題
  - (3) ごみ処理行政の動向
  - (4) 計画策定の基本的考え方
3. ごみ処理基本計画策定
  - (1) ごみの発生量及び処理量の見込み
  - (2) ごみの排出の抑制のための方策に関する事項
  - (3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分
  - (4) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
  - (5) ごみの処理施設の整備に関する事項
  - (6) その他ごみの処理に関し必要な事項
4. 計画策定に当たっての留意事項
  - (1) 地球温暖化防止への配慮
  - (2) 地域の状況に応じた長期的展望に基づくシステムの選択
  - (3) 計画の実現スケジュール
  - (4) ごみ処理基本計画の公開

資料：ごみ処理基本計画策定指針 平成25年6月 環境省

## 廃棄物を取り巻く法体系

### ◆循環型社会を形成するための法体系



### ※廃棄物とは・・・

#### 廃棄物処理法 第2条第1項

「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状または液状のものをいう。

一般的には、

